「武庫川水系河川整備基本方針原案についての意見書(答申書)」に関する県の考え

平成 19年7月6日の第50回武庫川流域委員会に、武庫川水系河川整備基本方針(原案)を提示して以降、5回の流域委員会と10回の運営委員会を開催し、熱心に審議を重ねていただきました。松本委員長、川谷委員長代理をはじめ、委員各位のご労苦に感謝します。

修正した河川整備基本方針(原案)は、意見書にもあるように『双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの"合意"を図るという姿勢を貫いた結果』であり、『いくつかの論点について委員会と見解が分かれ最後まで相容れなかったものはあった』が、『結果としてよりよい内容の基本方針に仕上がった』との評価をいただきました。

この河川整備基本方針(原案)については、今後河川審議会に諮問するとともに、パブリック・コメント等の手続きを経て年内を目途に河川整備基本方針(案)を作成する予定です。また、河川整備基本方針を踏まえて今後 20 から 30 年間の整備目標を明らかにして具体の整備内容を定める河川整備計画については、環境調査等を行ったうえで平成 21 年を目途に原案を作成し、流域委員会に諮ることとしています。

なお、答申に記述されている『見解が分かれ最後まで相容れなかったもの』についての県の 考え方は以下のとおりです。

1 意見書 4章「さらなる修正努力を求める問題」について

- (1) 流域対策および、特に水田貯留への取り組みについて
 - ・水田貯留による流出抑制効果は稲刈前や中干しの時期には確保できず、河川整備基本方針(原案)に数値として具体的に位置付けできないことについては、委員会の理解が得られており、努力目標的な位置付けとして"付加的な(+α)流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく"と示しています。なお、『総合的な治水の象徴的存在として、水田の一時貯留機能を最大限もたらすよう、あらゆる努力をはかるよう求められている』ことについては、平成 18年度より水田貯留についての堰板構造の検討等を実施しており、今後は試験的に水田貯留を実施するなど、実現に向けて取り組みを進めます。
 - ・『流域対策の検討過程で使われた根拠等の明示』については、河川整備基本方針の付属資料である「治水に関する資料(原案)」に示しています。
- (2) 適正な水利用と流水の正常な機能の維持について
 - ・健全な水循環の確保方策の一つとして水量を回復させるための具体的な方策については、河 川整備基本方針を踏まえた河川整備計画策定過程において検討します。
 - ・『「健全な水循環系」の一環としての役割を確実に担えるように、原則として、「武庫川から取水した水は武庫川に戻す」という目標を掲げるべき』とのご意見については、淀川等他水系からかなりの量の水道用水等が流域内に供給されている現状や、河川整備基本方針(原案)において、委員会のご意見も踏まえて、"広域的な水融通の円滑化に取り組む"と示していることから、水循環を強調されることはともかく、原則とすることは現実的でありません。
 - ・『地下水管理に関しての努力』については、河川整備基本方針(原案)に"地下水のかん養機能の保全に努める"旨、示しています。なお、地下水の管理については、法制面や技術面で考え方が確立されていないので、今後の検討課題と考えています。
 - ・委員会のご意見を踏まえて"広域的な水融通の円滑化に関係機関及び水利使用者と連携して

取組む"旨、示しましたが、既存ダム貯留容量について具体的な方向性の記述を求められています。この点については、"水資源の合理的かつ有効な利用促進を図る"と趣旨を反映して河川整備基本方針(原案)に示しており、既存ダムの貯水容量の配分見直しという個別具体的な事項は、河川整備基本方針を踏まえた河川整備計画策定過程において検討します。

2 意見書 5章「意見が反映されなかった問題」について

- (1) 基本高水のピーク流量と配分の将来見直しについて
 - ・流域委員会の、洪水調節施設の検討に当たって『新規ダム代替施設を優先して検討する』と の指摘については、本来、河川整備基本方針は長期的な視点に立った河川整備に係る基本的 で根幹となる方針を規定するもので、具体の洪水調節施設の整備内容は、河川整備基本方針 を踏まえた河川整備計画策定過程において検討することになります。この場合、新規ダム代 替施設、新規ダムを総合的に検討すべきものと考えています。
 - ・基本高水の算定過程等は、河川整備基本方針の付属資料である「治水に関する資料(原案)」 に示しています。更に詳細な根拠資料については、今後、県民にわかりやすい資料を作成し、 ホームページ上等で公開する予定です。
- (2) 河川対策の優先順位と洪水調節施設検討の優先順位について
 - ・河川整備基本方針を踏まえた河川整備計画において、具体の施設名及びそれらの規模や整備 時期等を示すことにしています。また、『新規ダム以外の方策(ダム代替策=既存ダムと遊水 地)を優先して検討し、優先して実施する』ことに関しては、安全安心を確保する河川管理 者の責務として、すべての選択肢を総合的に比較検討し、適切に評価すべきものであると考 えています。

3 意見書 6章「今後の課題についての幾つかの要請と留意点」について

- (1)「参画と協働」による河川行政推進の課題
 - ・今後とも「参画と協働」の理念を踏まえ、その実効性を高めていくとともに、積極的な情報 提供に努めていきます。
- (2) 進展する地方分権への対応と、自立した自治体への姿勢について
 - ・県としては流域の安全安心を守る責任ある立場で、河川・流域の特性を適切に反映した河川 の整備や管理が達成できるよう、今後とも国と協議を行っていく考えです。
- (3) 今後の基本方針の見直しについて
 - ・河川整備基本方針の見直しについては、"社会的影響を考えると安易に変更するものではないが、自然的・社会的条件が大きく変化した場合、あるいは新たな科学的・技術的知見が得られた場合など、必要に応じてその内容を検証し、見直しについて適切に対応していく"との河川整備基本方針のとおり進めていきます。
 - ・河川整備基本方針策定に係るデータ、資料については、担当課室等で保管するとともに、ホームページ上で公開する予定です。

4 意見書 7章「整備計画の原案策定に向けた留意すべき課題」について

- ・河川整備基本方針(原案)のパブリック・コメントの結果については、運営委員会に報告する予定です。
- ・河川整備計画(原案)作成までの県と関係機関との協議状況や各種調査結果を委員会に報告するため、適宜、運営委員会を開催することとしています。